

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年8月7日（金曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時50分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願陳情審査

- ① 令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願
- ② 令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

(2) 報告事項

① 令和2年国勢調査について

(情報政策課)

2 出席委員（7名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力発信課長	沼 田 誠 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼人事課長	天 野 純 一 君
行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	財産活用課長	谷 津 茂 男 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君

市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部長 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民生活課長	小川邦明君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館 整備課長	篠原芳之君
男女平等 参画課長	石塚美也君		
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	林栄一君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	渡邊徳子君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	新ごみ処理 施設整備課長	宮田正一君
清掃事務所長	清水健司君		
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	綿引信明君	監査委員 事務局次長	和田隆君
議会事務局 次長兼 総務課長	関谷勇君	議事課長	永井誠一君

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼課長補佐	大嶋実君	書記	武田侑未子君
-----------------	------	----	--------

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、上垣外総務法制課長、それから高安市民課長が自宅待機のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

初めに、請願陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております、令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願及び令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、本日のところは継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、(1)の令和2年国勢調査について、執行部から説明願います。

北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 おはようございます。

それでは、令和2年国勢調査につきまして、市長公室情報政策課の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

国勢調査は、統計法に定められた国の最も基本的な調査と位置づけられた統計調査であり、5年に一度実施されます。

本年の国勢調査は、大正9年、1920年の第1回目から数えまして、21回目に当たり、実施100年を迎えるものでございます。

2の調査の概要を御覧ください。

調査期日は、10月1日でありまして、我が国に常住する全ての人を対象といたします。

調査項目は、世帯員に関する事項として15項目、世帯に関する事項として4項目の設問がございます。

続きまして、3の指導員及び調査員についてでございます。

指導員、調査員は非常勤の国家公務員として総務大臣から任命されます。指導員、調査員の皆さんは実際に世帯にお伺いし、調査を行っていただく方々でございますが、指導員は7月17日から11月30日まで、調査員は8月14日から11月13日までを任命期間として活動をしていただくことになっております。

本市では指導員が222名、調査員は1,498名の皆さんが任命される予定でございまして、それぞれ指導員は市の職員から選出、また調査員は二十歳以上の方から市民の皆さんに御協力をいただくことになっております。

次のページでございます。

事務の内容は、調査員の皆さんに、調査区域の現地確認、実際の調査票の配布を行っていただきまして、市の職員が担当する指導員は、調査員の皆さんへの支援や調査書類の検査等を実施することとなっております。

次に、4の平成27年の前回の調査との主な変更点でございます。

前は、オンライン回答の御案内を紙の調査票配布の前にお配りをして、オンライン回答がなかった世帯に対し、再度訪問により紙の調査票を手渡すという手順を踏んでおりました。

この方法ですと、調査員が2回、世帯を訪問することとなりますので、手順が1回余計に発生するということになります。今回の令和2年の調査では、最初にオンライン回答の御案内、オンライン回答用IDと一緒に、紙の調査票をお配りすることとしております。

なお、オンライン回答につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国におきまして回答率を50%ということで目標を定めておりまして、本市におきましても積極的に広報を進めてまいりたいと思っております。

次に、調査のスケジュールにつきまして、5の表を御覧ください。

まず、9月14日から9月20日までの期間で各世帯に対し、調査票とオンライン回答用のIDを配布させていただきます。

回答の期間でございますが、インターネットによる回答ですと、調査票をお受け取りいただいてから9月30日までの期間、先行で入力ができます。調査票、紙の回答であれば、原則10月1日に御記入をいただき、10月7日までに郵送でお送りいただくこととなります。

また、調査員が直接お伺いして提出いただくこともこれまでと同じく可能でございます。それも10月7日までに回答がない世帯に対しては、10月20日までを期間として直接世帯にお伺いをさせていただきます。調査票の回収をさせていただきます予定となっております。

国勢調査の実施につきましては、市民の皆様の御協力が不可欠でございますので、広報等、様々な機会において周知を図り、御理解をいただけますよう取組を推進してまいります。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 今、水戸市でもコロナが発生しているのに、あえてこれは総務省の統計局からこういう指示が出ているの。

今、水戸市でもコロナが発生しているという現状を考えるとね、家庭を訪問して万一コロナ感染が起きたときは誰が責任を取るの。そういう十分に配慮するとか、コロナ対策はどうなっているの。

○小泉委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

コロナ対策ということでございますが、今回、対面型というのをなるべく避けるということで、国のほうからも指示がございます。そういったところで、インターネットの回答率を拡大するというところで国のほうでも50%ということで目標を定めておりまして、そういったところ、広報をしっかりしていきたいと思っ

ております。

また、これまで郵送による回答というのは基本的にはないということで、インターネットで回答できない方は直接、調査員が伺って回答を受け取るということが原則でございましたが、郵送についても積極的に活用していくということで、総務省のほうから指示があるところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、10月1日から調査員が家庭訪問するんだろう。特にコロナ対策としてマスクを配るとか、洗浄液を配るとか、そういう費用は来ていないんだ。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 こちらのほうにつきましては、まずなるべく対面型で、10月1日からということでございましたが、実際には9月14日からお伺いをするようになっております。こちらにつきましても、国のほうからの指示でございまして、これまでは直接、世帯の方にお会いをして、世帯員の状況とか、そういったものを聞き取りしてから調査票をお配りするということで、指示があったところでございますが、今回はポストイン——ポストに投函ということもやむを得ないということで、こちらについても指示があるところでございます。

あと、もう1点の御質問でコロナ対策の経費ということでございます。こちらにつきましては、この国勢調査が始まる前というか、今年の初めぐらいから各自治体から総務省に対して、かなり要求をしているところでございますが、現状ですと、各調査員1人当たり540円、報酬にプラスされるということで、現在のところはそういう状況でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 例えば、調査員には全部マスクを配るとか、洗浄液を配るとか、そういうのは統計局のほうから何の配慮もないの。一切コロナに対する費用というのは出てこないの。

〔「540円をそれに使う、540円でそれぞれにちゃんとやりなさい
ということかな」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

先ほど540円と申し上げましたが、各調査員の皆さんに、いつもの報酬に加えて540円プラスをしますの、そちらでマスクを購入するなど、コロナ対策の対応をいただきたいということでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうするとこれはセンサスだろ。統計は違うの。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 国勢調査、センサスという言葉は今、福島委員におっしゃっていただきましたが、センサスというのは全数調査でございますね。大規模な調査でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、調査員には幾ら払うの。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 調査員の皆様への報酬でございます。

1 担当区で、1 調査区といいます。そちら1 調査区を担当していただくと大体3万6,000円を報酬としてお支払いすることになります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、1 調査区というのは世帯数にすると何世帯あるの。調査員は何世帯ぐらいを担当するの。1 地区で3万6,000円というのと何地区やるの。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 調査区のことでございますが、各調査員によって、その方の状況に応じて、何地区担当するかというのは人それぞれでございます。1 地区しかやらない調査員もいらっしゃいますし、2 地区やる調査員の方もいらっしゃいます。2 地区を担当された場合は7万8,000円ほどの報酬ということになります。

あと、1 調査区はどのぐらいの世帯数かという御質問もございました。1 調査区は50から70の世帯、これを一まとめにして1 調査区ということになってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、地域格差が当然出てくるよね。例えば田舎のほうでは50世帯といっても相当地域が広がる。我々、赤塚、石川地区では世帯数は密集しています。これは統計局で決めたんだけど、コロナ対策としては十分にね。あなたが、さっき最初説明したのは、9月から10月というのは家庭訪問して書面でもらうんだと。

そうすると2回目に質問したならば、いや今度は50%だということは、例えばみんな書面でやる地域が広がれば、訪問しなければ回収率というのは上がらないよね。それは50%満たさなくてもいいというように理解していいんですか。最低限50%はセンサスをやりなさいという意味なのか、それとも地域の状況によってはそれ以下でもいいということなのか。特に水戸市は今、現実にはコロナが発生している状況になっているんだから。大変な状況で、これからどうなるか分からないんだから。そこら辺もね、十分配慮しているの。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

先ほどおっしゃっていただいた50%というのは、インターネットでの回答率50%を目指そうということでございます。

おっしゃっていただいたセンサスという言葉がございます。センサスというのは重要な調査、全数調査ということでございますので、回収率は100%を目指していかなければいけないものでございますので、インターネットの回収状況、また郵送での回収状況を見極めて、場合によっては訪問して直接お会いすることができないにしても、そのときにポストインで御案内をすとか、そういったことを進めていきたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 最後に言うておくと、これは非常に日本の統計学的に言っても、あらゆるものに対する基礎調

査になるんでね、その辺を十分配慮してやっていただきたい。

以上、いいです。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 この国勢調査なんですけど、今、福島委員が言われたように、感染症対策を徹底してやっていくというのは、非常に大事だなと思うんですが、調査員の方、約1,500人いらっしゃいますね。各地区の説明会などもこれから始まるということもうかがっております。そういう説明会も含めて、やはりなるべく接触の少ないような形にしていきたいなと思うんですけども。

あとですね、調査の流れを見ますと、面接の上で調査事項を配布すると。それから、調査票の回答の方式も3つあるということで、最大で2回対面する可能性があるということなんですけど、やはり調査するほう、また訪問されるほうにとっては、それだけ感染のリスクが高くなるということなんですけど、特にこの回収方法ですが、オンラインで回答される方はそれでいいですよ。ただ、調査票を任意で封入して調査員に渡すという方法もあるということなんですけど、これは全て郵送にするわけにはいかなかったんですかね。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

全て郵送にすることができなかったのかということでございますが、回答する際にいろいろとお尋ねになりたい方などもいらっしゃるということ、国のほうでは考慮しているのかなというふうに考えております。そういった意味から、こういった任意の封入方式で直接調査員が回収する方式も残しているというふうに理解はしておりますが、ただ、今おっしゃっていただきましたように、コロナ対策を十分しなければいけないので、受渡しの方法をどのようにするのか、あとは実際に説明をする際にどのように説明をしていくのか、例えばインターホン越しにするとか、必要に応じて電話にするとか、そういったところは今後、国のほうとも調整しながら進めてまいりたいと思っております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうですね、なるべく現場のほうに配慮して、そういった対応を検討していただきたいと思えます。

先ほど、今回対面でポストインも可能だということで、状況によってはポストインにする。それはどういった場合にポストインにするんですか。例えば相手の方がポストに入れていってくださいよと言った場合にポストインするのか、不在のときもポストインでいいのか。それとも原則的には対面しなければいけないのか。その辺の判断というのは、調査員はどういうふうにされるんでしょう。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 こちらですね、各地域のコロナウイルスの感染状況を考慮してということで、感染が蔓延しているという状況であれば、一番最初からポストインも仕方がないのかなということで、国のほうから指示がございます。

ただ、原則といたしますと、やはりこの国勢調査の重要性を各世帯の方に御認識いただきたいというところもございますので、一度インターホンなどを押して会話をしていくというやり方が、現状では原則になっ

ております。インターホンを押して会話をして、ただそれを3回ぐらいやりましょうということになっております。3回やって、もし御不在、対応ができないというときにはポストインというふうなことで、現在調査員のマニュアルになっています。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございました。

これからの説明会で、調査員の方が現場での判断に迷わないように、しっかりそういった説明をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

次に、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

清水清掃事務所長。

○清水清掃事務所長 それでは、委員会の貴重なお時間をお借りいたしまして、市有車の交通事故につきまして、生活環境部清掃事務所提出資料により御説明をさせていただきます。

まず、1の事故の種別といたしましては、じんかい収集車による清掃員の死亡事故であります。

2の事故の発生日時及び場所につきましては、令和2年8月4日火曜日の午後1時45分頃、水戸市元吉田町1840番地1地先でございます。

3の事故の当事者につきましては、清掃事務所の運転手及び清掃員でございます。

4の事故の概要であります、事故現場となりましたのが下の地図のですね、元吉田町の国道50号沿線に立地するWILD-1水戸店さんの道路を挟んだ向かい側になります。

次に、裏面の事故状況図を御覧願います。

清掃事務所職員の杉本昇が、国道50号に面する元吉田町の歩道上において、集積所Aから集積所Bに向かう途中、歩道近くにございました車止めのチェーンに足を取られ転倒したところに、同僚の清掃事務所職員の加藤一也の運転するじんかい収集車が歩道を走行したため、ひかれてしまったものであります。その後、意識不明のまま搬送されました病院で、外傷による出血性ショック死として確認されたものであります。

なお、加藤一也は、自動車運転処罰法違反、過失傷害、後に過失致死の容疑で現行犯逮捕されたものであります。

御報告については以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 これは何。歩道の中で起きた事故なの。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 はい。歩道上でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 すると、通常、車が歩道を通ってはいけないという認識がないんだ。今までも歩道の上を収集車が通っていたということだったんですか。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 このじんかい収集車が歩道上を通らないよということとは、法規上も当然のことですし、これまでも十分注意して指導してきたわけでございますが、今回の事故につきましては、歩道上を通行していたということでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 我々、通常運転していてもね、横断歩道は気をつけろとか、まして歩道を通行して事故が起きたということは、これはほかの車もみんなやっているんですか。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 今回の事故で、改めて職員全員に聞いたところ、そのようなことはほかについてはないという答えでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ないということは、誰もが言えるけど、マンネリ化しているんじゃないの。現実には収集車からこうやって歩道上をUターンしたり、歩道に乗っても許されるという概念が、私はあったんじゃないかと、これは想像するわけだけでも。現実にもこういう歩道で事故が起きて、過失割合、過失責任というのは全面的に車にあるわけですよ。まして、歩道を通って、歩道の中で人を殺したなんて言う問題は、運転責任というか、管理責任というのは相当、市にもあるよね。そういう面は一切合財、この運転手が責任を取るの。今後、警察等から管理責任は市の管理者に問われるのと違うの。例えば、車の車両は3台以上、5台以上あれば当然、各事業所において運転管理責任者というものを置かなきゃならないよね。すると、水戸市の清掃工場において、ごみの収集車は何台あって、管理責任者というのは何人ぐらいいるの。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問でございますが、じんかい収集車につきましては、現在40台でございます。そのほか、平ボディ車が5台ございます。それと管理責任者は1人でございまして、そのほか副管理者を2人置いております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、法令によって運転管理者の法定講習会もやっているわけだね。そういうのは水戸市は年何回ぐらいやっているの。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 管理者の講習会というのは、県の主催でございまして、3年に1回ございます。そのほか、安全委員会というものを設置してございまして、これは年6回開催して、情報の共有、事故現場の危険箇所などの共有などについて対策会議を行っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、運転管理者講習会では、運転者は歩道を自由に通ってもいいと、そういうことになっているの、水戸市は。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 当然、歩道を走行するということは法規上許されないことですので、そういった事例があった場合には、即座に注意しております。また、どうしても歩道を横切らなければならないという場所がございますが、そういったところについては、変則に横断はやむを得ないということですので、そのような指導をしております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 この国道50号バイパスの図面上において、横断歩道を収集車が入らなければならなかった大義名分というのは何なの。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 この場合、大義名分というのはございません。ただ、集積所が近かったために、車道に出るより作業が合理的だというふうに作業員が判断したものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 この図面上から言ったら、集積場Aから幅員4メートルの道路を越えて、国道50号バイパスの歩道が4.4メートルある、そこにおいて事故が起きたわけですね。だから、これは通常行っていたことなのではないかと思うんだけど、今までこういうことはなかったと。そして今回初めて歩道に入ったということですか。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 この場所につきましては、以前、市民の方から通報されたことがございまして、それ以来、ここについては特に歩道を走らないようにというような指導をしてきたわけでございます。ただ、コースの変更等で作業員が替わってしまったということで、この連絡が届かなかったというところがあるかと思っております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 この事故で大変御冥福を祈るところでありますけれども、先ほどから言っているとおり、現場で利便性を考えて、例えば、郵便配達のパイクも混雑しているときにわざわざ、国道50号に出て戻ってくるよりはすぐ近くだから歩道を走っている姿なんか見ちゃいますよ。私らだって。一々国道に出ないで、隣に行くのに歩道を走っているような郵便パイクだってあるというのが事実だと思います。

そうすると、現場ではどうしても楽だから、ちょっと大変だからと、そういうような気の緩みなんです、多分。恐らくこれだって、まず1つ目に集積所AからBに行くのに国道50号に出て戻ってきて、そこからまた入るのは本来のやり方なんだろうけど、そこを通らないほうが早かったと。それから、このひかれた方も当然民地を通ったほうが早かったということで、それでチェーンに引っかかったという、本当に不幸な偶然が重なった事故だと思います。

しかしながら、かと言ってそれが許されるものではないという意識を、これを機によく醸成してくださいねってことです。

1つ目には、昔はよく歩道を通るごみ収集車を見ましたよ。私が議員になった頃は。しかしながら最近ほとんど見なくなりました。それから大工町のところでUターンしているごみ収集車もよく見ました。しかしながら事故があった後にそれがなくなりました。Uターンして同じコンビニに朝集まっているなんていうのも見ましたよ。そういうのがなくなってきたわけでありますから、まず1つには、これはこれで問題点をきちんと整理していくにしても、これを機にみんなの意識の醸成はしてくださいね。便利だから歩道を走る。歩道を走って人をひけば、当然ながら罪は重くなる。表に出て戻ってきた場合には、これは裁判になれば当然ながら少しは罪は楽になるわけですから、そういう意識をきちんと醸成させる機会として、まず絶対やってくださいと。多分、みんなだんだん気が緩むんですよ、現場は。

工事をやっても、解体作業をやっている人が事故を起こすのは大体、こうやったほうが楽だよって言って事故を起こすわけですから。そういう意味ではこれを機にきちんと徹底してほしい。さらに本当に徹底してほしいというのが1つ。

それから、今度はこの2人なら2人、御遺族の方、それから市側にひいてしまった方がいらっしゃるわけでありまして、市の業務としてやっているわけでありまして、当然ながらそこら辺に対してのこれからのサポート、指導。例えばここから嫌悪になるかもしれない、何が起こるか分からないけども、そういうところに関するフォローアップ、それから市としてのきちんとした管理者としての謝罪等も含めて、今後の、この事故だけじゃなくて事故が起こったことによる人間関係や、市役所や、そういう関係のフォローアップもしっかりやって、少しでも亡くなった方の御遺族が、心情的にもなんとかこう楽になれるような、そういうようなフォローアップと、この2点。

必ず、本当に現場は間違いなくやりますよ。僕らだって面倒くさいからこっちを通って行こうってことがありますもん。だけどそれは許されないんだよ。

〔「そういうのは理由にならないんだって」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 いいです。それは許されないんだよということなんだから、それを明確にして、そのところをきちんと醸成してくださいねっていうお願いはきちんとしておきます。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 心よりお悔やみ申し上げます。

ちょっと勤務状態について心配になったのでお聞きしたいんですけども、この午後1時45分頃ということで、お昼休憩後なのか、朝から休憩なしで働かれていたのか、もしかしたら集中力とか判断力の低下で過労とか。8月4日ということで梅雨明けの大変暑い日だったと記憶しておりますので、その辺の心身の負荷ですね、疲れていたのか、休憩を取っていたのか、そういったことを改めてお聞きしたいと思って質問いたします。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問の作業時間の件でございますが、直営の車でございまして、午前中は朝8時に作業に出て、11時から11時半頃までに事務所へ戻って昼食を取るようになってございます。午後の作業開始が零時30分からでございます。午後の作業の終了時間が4時15分までということでございますが、おおむね3時前後には帰って来ているというようなところでございます。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

あと、大分暑い日であったということですが、その方々が休憩には入られていたという認識でよろしいんですよね。

〔「休憩に戻って来ているのって、その人は」と呼ぶ者あり〕

○滑川委員 その当日、事故前にきちんと休憩に入っていたかどうかというのは把握しているのでしょうか。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの、確認しているかという御質問でございますが、朝とお昼の出発時には職員が立哨をしております。

〔「その人がお昼休憩を取りに戻ったかってことを聞いているんだよ、多分」と呼ぶ者あり〕

○清水清掃事務所長 午後の出発時にも立哨をしておりますので、昼食を取りには戻っているということになります。

〔「それを心配しているんだよね。戻らないでやっていたら大変だろう」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 何か熱中症対策はやられていますか。熱中症対策は何か。

〔「質問の途中だっぺよ。委員長」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 いや、質問の中で2つしゃべっていたので。

清水所長。

○清水清掃事務所長 申し訳ございません。健康管理の件でございますが、朝は朝礼をやりますので、その時点で体調管理については確認しております。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 お答えありがとうございます。

これから暑い時期が続きますし、本当に大変だなんていつも見ていると思うんですね。暑い中、何度も出入りして、重い荷物を入れてと。とても重労働だと私も感じておりますので、ぜひ小まめな水分補給とか、そういったコロナ対策のみならず、熱中症への対策の意識とか、この事故を機に何か新たなさらなる対策が出されることを要望いたします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 今、各委員からお話がありましたけれども、今回、歩道上を走ったということで、さすがにルールを守っていないということですね。今回、職員の方が残念ながら命を落としてしまったわけですが、一般の方が巻き込まれる可能性も十分にあったわけですね。そういうところを走ってしまってますと、やはりそういった意識が徹底できていなかったのかなと思うんですが、今、作業者に対して、朝、スタートするときにこういった作業前の安全運転、安全作業の徹底、そういったものは行われているんですか。マニュアルとか。

また、作業後に、例えば、こういう危険なことがあったとか、今日の作業ではこういうことがありましたよというような確認だとか、報告、そういうことがしっかりまずできているのか、その点はどうなんでしょう。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 先ほども朝礼を行っているということでございますが、このときに、例えば前日、危険なことがあったとか、あと市民の方からのそういった情報があればそのときに作業員には伝えてございます。

それから、報告でございますが、毎日、日報をつけさせてございます。帰ってきたときにその日報を見て、例えば危険なことがあった場合には、報告を受けるようにしてございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そういう日常的なことを徹底してほしいのと、危険なことがあったという報告があれば、そういうものを作業員みんなで共有をさせていく。それで、事故を未然に防いでいく。そういったことがやはり日常の中で必要なんだと私は思うんですね。

そういった積み重ねで安全って守られていくものですから。やはり毎日やる作業ですから、どうしてもマンネリ化してくる。そういったことを忘れがちになってしまう。もう一度ですね、そこを改めていただきたいなと思います。

それと今回、収集車だけでなく、市の全ての公用車に乗っている職員についても、これをしっかり共有して、自分たちは水戸市の公用車を運転しているんだという意識をしっかりとっていただくということで、もう一回、その安全運転ということを全ての職員の方にしっかりと徹底していただきたいということを申し上げます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 とにかく不幸な事故で、被害者にお悔やみ申し上げたいと思いますし、皆さんと同じように再発防止を求める意味で、二、三聞きたいと思うんですけれども。私も現場はよく知っていますけれども、非常に狭いところから大きい道路に出るという場所ですが、歩道走行はもちろんよくないと思うんですが、問題はなぜひいてしまったのかっていうことだと思うんですね。

集積場AからBに清掃員の方が移動されるときに、当然、パッカー車より後ろにいたんだろうと思うんですよ。ところが、曲がったところで前に転んで、不幸にしてひかれてしまったということなんでしょう、要するに清掃車には運転手さんしか乗っていないんでしょう、ですよ。そうすると、死角に入ってしまったのかなというふうに思うんですけど、そういうパッカー車というのは、運転手さんから見てどういうふうな、要するに死角が減るような、例えばカメラとか、何かそういったものが設置されているんですか。その辺をまず聞きたいです。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 今回の事故の原因として、作業員の方が車の側面を移動したということがあるかと思えます。事務所のほうでも作業マニュアルをつくってございまして、作業については前方ないし後方で、運

転手と作業員が目視で合図ができる体制で回収をすることにはなっておりますが、時と場所によってそれができないところがあるということもあるかと思えます。こういうときにはやはり確認できるまで、車は移動させないように、そういう指導をしているわけでございますが、今回、左折するとき左を見て右を見て、そしてもう一回左を見たときには作業員が見えなかったと、死角になってしまったというところでございます。

そのときに、パッカー車には下を見るアンダーミラーもついているわけでございますが、その辺の確認も不十分だったのかなというふうに思われます。それから、ドライブレコーダーは当然つけてございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 こういう車で作業する方に聞きますと、基本的に同乗者は車の前には出ないで、つまり運転手の安全を期すとしても、万一アクセルを踏んでしまえばひいてしまう可能性もあるので、基本的に後ろにいるとかですね、あるいはバックを誘導するときは助手席側じゃなくて、運転手側の外で運転手が見える場所ですとか、そういうルールがあるはずだという話を聞いたこともあります。ですから、そういう点でいうと、今回の事故を機に、やはり以前も、例えば宅急便の会社が小さいお子さんをひいてしまった事故があったときに、トラックの運転手の目線からどこが死角になるのかというのを、ロープを引いて相当長期間をかけて、運転手さんにそういうのを喚起するとか、そういうことをやった例もありますけれども、やはりどこでも起き得ると思うんですよ、これは。歩道走行はもちろん論外なんだけれども、そうじゃないいろいろな狭い場所で作業を強いられる場所があちこちにあるわけですので、そういう点でのちょっとレベルを上げた安全対策の徹底をしていただかないと、こんな事故がまた起きかねないというふうに思いますので、そういう点をぜひ要望したいと思います。

以上です。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 今までは事故の話だったんだけど、運転管理上の問題は重大責任があるよね。例えば、誘導する人が見えなくて、誘導する声が聞こえなくて、バックしたらひいてしまったということでしょう。そうじゃないの。

〔「直進ですよ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 直進でひいたの。それで、全然前が見えなくてひいてしまったということなの。

〔「鎖で転んじやっただけでしょうね」、「横を歩いているときに」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 普通はね、1人は運転、1人は荷物、誘導者の指示によって車は動くことが安全管理上、大切なことだよ。そうすると、今の清掃工場では、安全管理上の問題で誘導する人の声は聞かない、運転手が自らバックしたり前進したりUターンするのは、あくまでも同乗者の誘導というものは一切なくてやっているの、今は。それはどうなの。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問でございますが、事務所のほうで作業のマニュアルをつくってございます。そのマニュアルの中にも、合図があって車を移動するということにもなっております。このマ

マニュアルを徹底させているところがございますが、確かに慣れとか慢心とか、そういうものが出てきてしまっているのも事実かなと思っております。

今後このマニュアルを作業員全員に徹底して、再度こういった事故がないように、教育指導をしていきたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、慣れで事故をやったということになるの。だからね、常識として、歩道上において人身事故をやったっていうのは、今までかつてあり得ないよね。

我々が聞きたいのは、今後、亡くなられた方の補償とか、そういう問題はどうしていくのかと。全国市有物件災害共済会から補償が出るんでしょう、これ。

それと、副市長にも言っておくんだけど、今、高倉委員から出たように、今後、水戸市においては、市有車に対して安全管理を徹底して、二度と事故を起こさないということをやってもらわなきゃ困るんだよね。だから、ごみ収集車がやったから他山の石だということじゃなくて、同じく水戸市の市有車が事故をやったということは、市職員全体にもこの意識を高めていただかなければならないと。

だから委員長ね、これは委員会としてもね、これは我々市民の代表として、高倉委員から出たようにね、徹底して今後二度とないように、この市有車の安全管理を徹底して再点検してもらいたいと同時に、清掃事務所のほうに対しても、今までに、我々も四十何年議員をやっているけど、前例がないよね。これは全国でもあるのかな。今後、どう補償していくのかも、ある程度見通しが出たら委員会のほうにも報告していただいて、この被害を被った人に対して全責任を持って対応されたいと、こう思っております。

○小泉委員長 ただいま福島委員から御意見をいただきましたが、委員会からの要望という形で執行部へ出す形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、総務環境委員会の総意といたしまして、今回の事故に関しましての再点検、あとマニュアルの再点検とですね、今後の再発防止に向けた全職員への徹底ということを要望させていただきたいと思えます。

それでは、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それではないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時50分 散会